

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 水産課

法令名	漁港漁場整備法			法令番号	昭和25年法律第137号		
手続名	過怠金の徴収			根拠条項	第39条の5第2項		
処分基準	偽りその他不正の行為により土砂採取料又は占用料の徴収を免れたものから、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を徴収する。						
	対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関	農林事務所	交付機関	農林事務所	目次No.